

令和元年草加市議会 1 2 月定例会追加提出議案

議 案

第 1 1 6 号議案 令和元年度草加市一般会計補正予算（第 6 号）

【繰越明許費】

追 加

（単位 千円）

款	項	事 業 名	金 額
8 土木費	3 河川費	排水路整備事業（A—O 4 号水路）	27,027

第 1 1 7 号議案 草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

1 目的

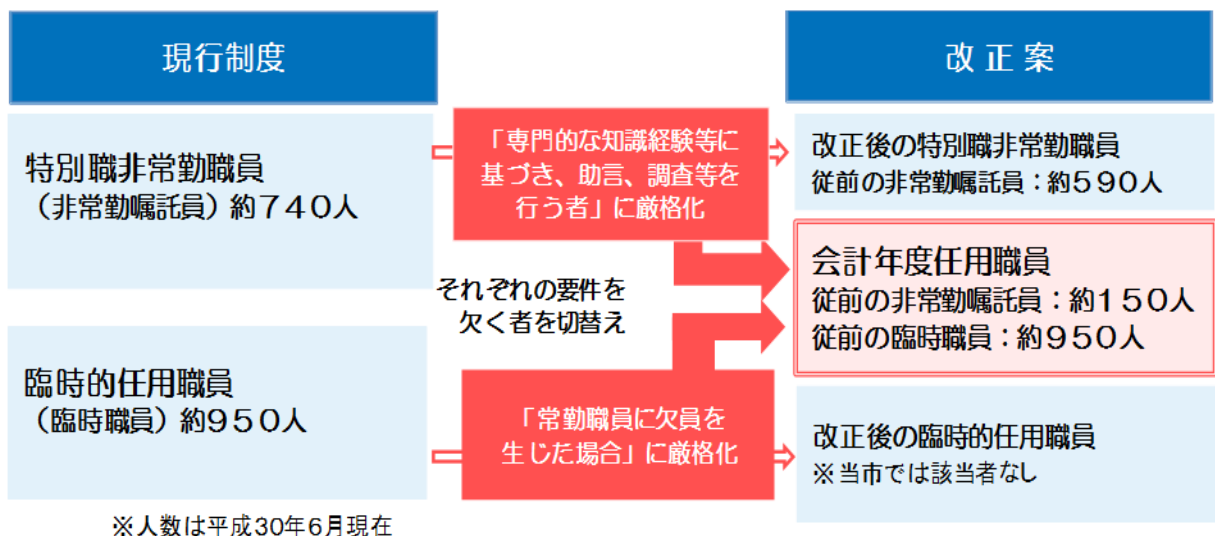
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員（※）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものです。

（※）会計年度任用職員

地方公務員法等が改正され、新たな全国統一の制度として、令和 2 年 4 月 1 日から「会計年度任用職員制度」が始まります。

本市で臨時的任用職員、特別職非常勤職員として任用されている者約 1, 6 9 0 人のうち約 1, 1 0 0 人が、会計年度任用職員に移行します。会計年度任用職員は、常勤の職員と同じく分限・懲戒の対象となります。

＜本市における制度移行のイメージ・移行人数＞



＜本市における会計年度任用職員制度の概要＞

1 任用	会計年度ごと、原則として公募により任用
2 勤務形態	フルタイム会計年度任用職員： 1週間当たりの通常の勤務時間が常勤の職員と同一（38時間45分）の者 パートタイム会計年度任用職員： 1週間当たりの勤務時間が上記以外の者
3 服务等	常勤の職員と同様に地方公務員法上の守秘義務や服務規律等が適用
4 給料・報酬	職種や業務の困難度等により、職員との均衡を考慮して決定
5 期末手当	支給条件：週の勤務時間15.5時間以上、任用期間6か月以上（国と同様）
6 休暇・休業	育児のために無給の休暇・休業が取得可能（育児休業、子の看護休暇等） 介護のために無給の休暇が取得可能（介護休暇等）

2 内容

(1) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償

項目	フルタイム会計年度任用職員	パートタイム会計年度任用職員
支給内容	給料 + 手当 （地域手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・宿日直手当・初任給調整手当・期末手当） ※旅費は、常勤の職員と同様に支給します。	報酬 （地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び初任給調整手当にそれぞれ相当する報酬を含みます。） + 期末手当 + 費用弁償 通勤に係る費用弁償 旅費に係る費用弁償
支給方法	月額で支給	月額、日額又は時間額で支給

(2) その他の規定

給与の減額、1時間当たりの給与額、休職等の場合の給与等について定めます。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 目的

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の勤務条件等に関する規定を整備するとともに、関係条例の条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

会計年度任用職員の休職期間についての規定を追加します。

(2) 草加市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

会計年度任用職員の減給に関する規定を追加します。

(3) 草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

会計年度任用職員を適用除外とするとともに、特別休暇の規定を追加します。

(4) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

会計年度任用職員を含む非常勤職員の育児休業に関する規定を追加します。

(5) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

会計年度任用職員に移行する職に係る規定を削除します。

(6) 条文の所要の整備

次の条例について、会計年度任用職員制度の導入に伴う条文中の職員の定義等の整理その他の条文の所要の整備を行います。

ア 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例

イ 草加市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

ウ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

オ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

カ 実費弁償に関する条例

キ 草加市職員の旅費に関する条例

ク 草加市公民館設置及び管理条例

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。